

ID: 92

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	支援金の返還		
例規名 根拠条項	村田町子育て支援金支給条例 第12条		
例規番号	令和3年条例第2号		
【基準】 第12条の規定による。 (不正受給等の返還) 第12条 町長は、偽りその他不正な手段により支援金を受給した保護者等に対して、その受給した支援金の全部又は一部を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日